

経済産業省

20220719資第34号
令和4年7月19日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

特定小売供給約款以外の供給条件の認可について

電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第1条の規定による改正前の電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の10第1項第3号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第21条第1項ただし書に規定する特定小売供給約款以外の供給条件の認可について、貴委員会の意見を求めます。

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

東北電販戦第6号

令和4年7月19日

経済産業大臣 萩生田光一 殿

仙台市青葉区本町一丁目7番1号

東北電力株式会社

取締役社長 樋口 康二郎
社長執行役員

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日および実施期間	「料金その他の供給条件の内容」の各項によります。

料金その他の供給条件の内容ならびに実施期日および実施期間

令和4年7月14日からの大雨の影響により、当社供給区域内のお客さまに多大な被害が発生し、宮城県大崎市および宮城郡松島町に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法適用市町村および隣接市町村※（令和4年7月19日以降、令和4年7月14日からの大雨の影響により災害救助法適用市町村が追加された場合は、当該追加された災害救助法適用市町村および当該追加された災害救助法適用市町村に隣接する市町村を含む。）において被災されたお客さまから申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

※ 隣接市町村は、以下の12市町村（令和4年7月19日時点）。

秋田県：湯沢市

宮城県：登米市、栗原市、東松島市、宮城郡利府町、黒川郡大郷町、黒川郡大衡村、
加美郡色麻町、加美郡加美町、遠田郡涌谷町、遠田郡美里町

山形県：最上郡最上町

- 1 被災されたお客さまの令和4年6月（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。）、7月、8月および9月調定分の電気料金の支払期日（検針日の翌日から30日目）を各々1か月間延長する。
- 2 被災されたお客さまが被災時から引き続き全く電気を使用しない場合には、そのお客さまの被災日が属する調定月の次の調定月から6か月間に限り、電気料金を免除する。
- 3 被災されたお客さまが被災時から引き続き全く電気を使用しないで、需給契約を廃止し、その後新たに電気の使用申込みを行なった場合で、その申込みが令和5年1月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが次のいずれにも該当するときは、その工事費負担金を免除する。
 - (1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。
 - (2) 契約負荷設備、契約電流、契約容量もしくは契約電力が、被災時の需給契約の契約負荷設備、契約電流、契約容量もしくは契約電力をこえないこと。
- 4 被災されたお客さまが被災後、臨時電灯または臨時電力の申込みを行なった場合で、その申込みが令和5年1月末日までに行なわれたときは、その臨時工事費を免除する。
- 5 従量電灯C、臨時電灯C、公衆街路灯B、低圧電力、臨時電力、農事用電力の被災されたお客さまで、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについては、令和5年1月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。
- 6 被災されたお客さまが被災後、引込線、計量器、その付属装置、区分装置および電流制限器の取付位置の変更申込みを行なった場合で、その申込みが令和5年1月末日までに行なわれ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

以 上

(添付書類)

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

令和4年7月14日から大雨の影響により、当社供給区域内のお客さまに多大な被害が発生し、宮城県大崎市および宮城郡松島町に災害救助法が適用されました。

このため、災害救助法適用市町および隣接市町村（令和4年7月19日以降、令和4年7月14日から大雨の影響により災害救助法適用市町村が追加された場合は、当該追加された災害救助法適用市町村および当該追加された災害救助法適用市町村に隣接する市町村を含む。）において被災されたお客さまに対し、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定にもとづき、特定小売供給約款以外の供給条件を設定したく申請するものであります。

以 上

経済産業省

20220719資第35号
令和4年7月19日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

託送供給等約款以外の供給条件の認可について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第5号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第18条第2項ただし書に規定する託送供給等約款以外の供給条件の認可について、貴委員会の意見を求めます。

託送供給等特例認可申請書

(2022 年 7 月 14 日からの大雨による災害に係わる料金等の特別措置)

2022 年 7 月 19 日

東北電力ネットワーク株式会社

託送供給等特例認可申請書

東北電NWNWS企第11号

2022年7月19日

経済産業大臣 萩生田 光一 殿

仙台市青葉区本町一丁目7番1号

東北電力ネットワーク株式会社

取締役社長 坂本 光弘

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の種類			接続供給	備考
供給の相手方	氏名(名称)		別紙に記載のとおりであります。	
	住所		同上	
	受給	受電場所	同上	
	場所	供給場所	同上	
供給電力			同上	
供給電圧			同上	
電気方式及び周波数			同上	
料金その他の供給条件の内容			同上	
供給開始年月日及び有効期間			同上	

別 紙

託送供給等約款以外の供給条件の内容

2022年7月14日からの大雨の影響により、電気の使用者に多大な被害が発生し、当社供給区域内の宮城県大崎市および宮城郡松島町に災害救助法が適用された。

このため、当社供給区域内の災害救助法適用市町およびその隣接市町村※（2022 年 7 月 19 日以降、2022 年 7 月 14 日からの大雨の影響により災害救助法適用市町村が追加された場合は、当該追加された災害救助法適用市町村および当該追加された災害救助法適用市町村に隣接する市町村を含む。）において、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者から申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

※隣接市町村は、以下のとおり（2022 年 7 月 19 日時点）。

秋田県：湯沢市

宮城県：登米市、栗原市、東松島市、宮城郡利府町、黒川郡大郷町、黒川郡大衡村、加美郡色麻町、加美郡加美町、遠田郡涌谷町、遠田郡美里町

山形県：最上郡最上町

- 1 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の 2022 年 6 月（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。）、7 月、8 月および 9 月料金計算分の料金算定日を、当社の託送供給等約款（以下「託送供給等約款」といいます。当該託送供給等約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送供給等約款をいいます。）18（料金）の規定にかかわらず、各々 1 か月間延長する。
- 2 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しない場合には、託送供給等約款 18（料金）の規定にかかわらず、当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から 6 か月間に限り、免除する。

3 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、契約者が当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続供給を廃止し、その後新たに契約者が当該供給地点にかかる接続供給の申込みを行なった場合で、その申込みが2023年1月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが被災時の当該供給地点にかかる接続供給の契約電力をこえないときは、託送供給等約款69（供給地点への供給設備の工事費負担金）の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。

4 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、託送供給等約款20（臨時接続送電サービス）の申込みを行なった場合で、その申込みが2023年1月末日までに行なわれたときは、託送供給等約款72（臨時工事費）の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除する。

5 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて、託送供給等約款18（料金）の規定にかかわらず、2023年1月末日までの間は、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金の基本料金、臨時接続送電サービス料金の基本料金および予備送電サービス料金を免除する。

6 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置、通信設備および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを 2023 年 1 月末日までに行なった場合で、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、託送供給等約款 61（引込線の接続）、62（計量器等の取付け）、63（通信設備等の施設）および 65（電流制限器等の取付け）の規定にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

7 この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については、託送供給等約款によるものとする。

以 上

別 添

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

2022 年 7 月 14 日からの大雨の影響により、電気の利用者に多大な被害が発生し、当社供給区域内の宮城県大崎市および宮城郡松島町に災害救助法が適用されました。

このような状況を踏まえ、被災された電気の利用者の負担の軽減等を目的とし、当社供給区域内の災害救助法適用市町およびその隣接市町村（2022年7月19日以降、2022年7月14日からの大雨の影響により災害救助法適用市町村が追加された場合は、当該追加された災害救助法適用市町村および当該追加された災害救助法適用市町村に隣接する市町村を含む。）において被災された電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、電気事業法第18条第2項ただし書の規定にもとづき、託送供給等約款以外の供給条件を設定いたしたく特例認可申請するものであります。

以 上

経済産業省

20220719資第36号
令和4年7月19日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

最終保障供給約款以外の供給条件の承認について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第9号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第20条第2項ただし書に規定する最終保障供給約款以外の供給条件の承認について、貴委員会の意見を求めます。

最終保障供給特例承認申請書

(2022 年 7 月 14 日から大雨による災害に係わる電気料金等の特別措置)

2022 年 7 月 19 日

東北電力ネットワーク株式会社

最終保障供給特例承認申請書

東北電NWNWS企第12号

2022年7月19日

経済産業大臣 萩生田 光一 殿

仙台市青葉区本町一丁目7番1号

東北電力ネットワーク株式会社

取締役社長 坂本 光弘

電気事業法第20条第2項ただし書の規定により、次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので届け出ます。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	同 上

別 紙

最終保障供給約款以外の供給条件の内容

2022年7月14日からの大雨の影響により、当社供給区域内のお客さまに多大な被害が発生し、当社供給区域内の宮城県大崎市および宮城郡松島町に災害救助法が適用された。

このため、当社供給区域内の災害救助法適用市町およびその隣接市町村※（2022 年 7 月 19 日以降、2022 年 7 月 14 日からの大雨の影響により災害救助法適用市町村が追加された場合は、当該追加された災害救助法適用市町村および当該追加された災害救助法適用市町村に隣接する市町村を含む。）において、被災された当社の電気最終保障供給約款（以下「最終保障供給約款」といいます。当該最終保障供給約款が届出により変更された場合は、変更後の最終保障供給約款をいいます。）の適用を受けるお客さまから申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

※隣接市町村は、以下のとおり（2022 年 7 月 19 日時点）。

秋田県：湯沢市

宮城県：登米市、栗原市、東松島市、宮城郡利府町、黒川郡大郷町、黒川郡大衡村、加美郡色麻町、加美郡加美町、遠田郡涌谷町、遠田郡美里町

山形県：最上郡最上町

- 1 被災されたお客さまの 2022 年 6 月（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。）、7 月、8 月および 9 月調定分の電気料金の支払期日（検針日の翌日から 30 日目）を各々 1 か月間延長する。
- 2 被災されたお客さまの需要場所において、被災時から引き続きまったく電気を使用しない場合には、そのお客さまの被災日が属する調定月の次の調定月から 6 か月間に限り、電気料金を免除する。
- 3 被災されたお客さまの需要場所において、被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、需給契約を廃止し、その後新たに電気の使用申込みを行なった場合で、その申込みが2023年1月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが次のいずれにも

該当するときは、その工事費負担金を免除する。

(1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。

(2) 契約負荷設備または契約電力が、被災時の需給契約の契約負荷設備または契約電力をこえないこと。

4 被災されたお客さまの需要場所において、再建等のため、契約期間が1年未満の電気の使用申込みを行なった場合で、その申込みが2023年1月末日までに行なわれたときは、その臨時工事費を免除する。

5 被災されたお客さまの需要場所において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合には、2023年1月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

6 被災されたお客さまの需要場所において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置および区分装置の取付位置の変更申込みを行なった場合で、その申込みが2023年1月末日までに行なわれ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

7 この最終保障供給約款以外の供給条件に定めのない事項については、最終保障供給約款によるものとする。

以 上

別 添

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

2022年7月14日から大雨の影響により、当社供給区域内のお客さまに多大な被害が発生し、当社供給区域内の宮城県大崎市および宮城郡松島町に災害救助法が適用されました。

このような状況を踏まえ、被災されたお客さまの負担の軽減等を目的とし、当社供給区域内の災害救助法適用市町およびその隣接市町村（2022年7月19日以降、2022年7月14日から大雨の影響により災害救助法適用市町村が追加された場合は、当該追加された災害救助法適用市町村および当該追加された災害救助法適用市町村に隣接する市町村を含む。）において被災された最終保障供給約款の適用を受けるお客さまに対し、電気事業法第20条第2項ただし書の規定にもとづき、最終保障供給約款以外の供給条件を設定いたしたく特例承認申請するものであります。

以 上

経 済 産 業 省

20220720電委第3号

令和4年7月●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

特定小売供給約款以外の供給条件の認可について（回答）

令和4年7月19日付け20220719資第34号により貴職から当委員会に意見を求められた特定小売供給約款以外の供給条件の認可については、認可することに異存はありません。

経 済 産 業 省

20220720電委第1号

令和4年7月●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

託送供給等約款以外の供給条件の認可について（回答）

令和4年7月19日付け20220719資第35号により貴職から当委員会に意見を求められた託送供給等約款以外の供給条件の認可については、認可することに異存はありません。

経 済 産 業 省

20220720電委第2号
令和4年7月●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

最終保障供給約款以外の供給条件の承認について（回答）

令和4年7月19日付け20220719資第36号により貴職から当委員会に意見を求められた最終保障供給約款以外の供給条件の承認については、承認することに異存はありません。